

尾道市建設工事最低制限価格制度事務取扱要領を次のように定める。

平成 24 年 3 月 30 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市建設工事最低制限価格制度事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、尾道市建設工事執行規則（昭和 39 年規則第 29 号）第 9 条に規定する最低制限価格の設定方法について、必要な事項を定める。

(対象工事)

第 2 条 この要領は、請負対象設計金額が 1 億円未満（上下水道設備（電気・機械）工事等においては、請負対象設計金額 2,500 万円未満）の建設工事（総合評価方式を適用する工事を除く。）を対象とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(最低制限価格基本額の算定等)

第 3 条 最低制限価格基本額は、次に掲げる額の合計額の 1,000 円未満の端数を切り上げた額とする。

- (1) 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額から 1 円未満の端数を切り捨てた額
- (2) 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額から 1 円未満の端数を切り捨てた額
- (3) 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額から 1 円未満の端数を切り捨てた額
- (4) 一般管理費等の額に 100 分の 68 を乗じて得た額から 1 円未満の端数を切り捨てた額

2 前項各号に掲げる直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額は、工事の種類ごとに別表に基づき定める。

3 第 1 項により算出した額が、予定価格の 100 分の 75 を下回る場合にあっては、予定価格に 100 分の 75 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を最低制限価格基本額とし、100 分の 92 を超える場合にあっては、予定価格に 100 分の 92 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を最低制限価格基本額とする。ただし、解体工事については、前 2 項の規定にかかわらず、予定価格に 100 分の 75 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数

があるときは、これを切り上げた額)を最低制限価格基本額とする。

(最低制限価格の決定等)

第4条 最低制限価格は、最低制限価格基本額に電子的に一定の範囲で無作為に算出した値を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 前項の一定の範囲で無作為に算出した値とは、発注工事ごとに最低制限価格としての意義を損なわない範囲で定めた数値をいう。

3 前項の数値は、公表しない。

4 最低制限価格の算出は、入札受付締切後から開札前までの間に行うものとする。

(最低制限価格調書の作成)

第5条 最低制限価格を決定したときは、最低制限価格調書を作成するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 契約担当課長は、公告その他適切な方法により、最低制限価格を設定していることを入札参加者に周知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

付 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日前に公告した建設工事については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前

の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に指名又は公告した建設工事については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

工事の種類			最低制限価格基本額の算出に用いる工事費内訳				
			直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
① 土 木 工 事	(ア) 下記以外の土木工事		直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
	(イ) 鋼橋製作		直接工事費＋材料費＋製作費＋工場塗装費＋輸送費＋架設費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費	現場管理費＋工場管理費	一般管理費等
	(ウ) 電気(一般工事)		直接工事費＋直接製作費(機器費×0.6)	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費(機器費×0.1)	現場管理費＋工場管理費(機器費×0.2)＋機器間接費	一般管理費等＋機器費×0.1
	(エ) 機械設備		直接工事費＋直接製作費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費	現場管理費＋工場管理費＋据付間接費＋設計技術費	一般管理費等
② 建 築 工 事	建築(建築機械設備、建築電気設備等を含む)		直接工事費×0.75	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費＋直接工事費×0.25	一般管理費等
③ 工 下 事 水 道	下水道電気設備 下水道機械設備		直接工事費＋機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋機器費×0.1	現場管理費＋据付間接費＋設計技術費＋機器費×0.2	一般管理費等＋機器費×0.1
④ 上 水 道 工 事	厚生労働省 水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表で積算した工事	土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
		電気設備※ 機械設備※	直接工事費＋機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋機器費×0.1	現場管理費＋据付間接費＋設計技術費＋機器費×0.2	一般管理費等＋機器費×0.1

備考) 用語の定義は、「農林水産省土地改良工事積算基準」、「治山林道必携」、国土交通省作成の「港湾請負工事積算基準」、国土交通省監修の「下水道用設計標準歩掛表」、「公共建築工事積算基準」、厚生労働省作成の「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」及び広島県作成の「土木工事標準積算基準書」による。
※印の工事は、下水道用設計標準歩掛表による。また、公共建築工事積算基準により積算した屋外整備工事等は、②建築工事により算出する。